

新庄市環境と福祉にやさしい小型家電リサイクルシステム推進協議会規約 (案)

(名称)

第1条 本協議会は、新庄市環境と福祉にやさしい小型家電リサイクルシステム推進協議会（以下「協議会」という。）という。

(目的)

第2条 協議会は、廃棄物処理法並びに小型家電リサイクル法等関係法令を遵守し、新庄市（以下「市」という。）が取り組む環境と福祉にやさしい使用済み小型家電等の回収と分別事業に参画することにより、循環型社会構築に貢献することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を実施する。

- (1) 市から優先的に譲渡される使用済み小型家電等の回収分別事業を関係法令等に準拠し行う。
- (2) 分別技術の向上に努め、また、個人情報保護対策を講ずる。
- (3) その他前条の目的を達成するために必要な事業を行う。

(会員)

第4条 協議会の会員は、次の構成とする。

- (1) あらかじめ市が行う別表に定める資格審査を経た障がい者福祉サービス作業所（以下、「会員事業所」という。）
- (2) 新庄市成人福祉課長
- (3) 新庄市環境課長

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 会員事業所代表（以下、「幹事事業所」という。） 1名
- 2 会長及び幹事事業所は、会員の互選により選出する。
 - 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
 - 4 会長に事故があるときは、臨時に会員の中から会長代理を互選し、会長の職務を行う。

(任期)

第6条 役員任期は2年とする。ただし、後任者が就任するまで引き続きその職務を行うものとする。

- 2 役員は、再任を妨げない。
- 3 任期途中における役員交替に伴い、新たに委嘱する場合は、後任者の任期は

前任者の残任期間とする。

(職務)

第7条 会員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 幹事事業所は、会員事業所に対し別表に定める事前資格審査を実施し、市が回収した小型家電を分配する。
- (2) 会員事業所は、幹事連携事業（幹事事業所から一部作業を受託）、または独立事業（独立採算）を選択できるものとする。
- (3) 事前資格審査結果及び小型家電の分配、売却状況について、会員事業所は幹事事業所に、幹事事業所は市に報告する。
- (4) 会員事業所は、協議会が別表に定めるマニフェスト（廃棄物管理票）を発行し、事業の透明性を確保する。

(会議)

第8条 会議は、会員をもって構成し、次の各号に掲げる事項を審議し、決定する。

- (1) 事業計画及び予算に関すること。
- (2) 事業報告及び決算に関すること。
- (3) 規約の改正に関すること。
- (4) その他、協議会の運営に関する重要な事項。

(会議の招集、運営)

第9条 会議は会長が召集し、会長を議長とする。

- 2 会議は、会員の出席をもって成立する。
- 3 協議会の議事は、議長を除く会員の過半数以上でこれを決する。
- 4 協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、会議に協議会以外の関係者の出席を求め、説明を受け、または、意見を聴くことができる。

(代理等)

第10条 やむを得ない理由のため会議に出席できない委員は、代理人をもって表決を行うことができる。

- 2 前項による代理人は、会議の出席者とみなすほか、前条第4項の規定が準用される。
- 3 会長は、緊急の場合においては、各委員に書面による賛否を求め、協議会会議の議決に代えることができる。

(部会)

第11条 協議会は、担当事業を行うため部会を置くことができる。

- 2 部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(経費)

第12条 協議会の経費は、会費、事業収入その他の収入をもってあてる。

(会計年度)

第13条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(財務に関する事項)

第14条 協議会の現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(報告)

第15条 協議会の事業については、事業終了後、速やかにこれを市に報告するものとする。

(協議会の解散)

第16条 協議会の解散は、会員の4分の3以上の議決を必要とする。

(事務局)

第17条 協議会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(委任)

第18条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し、必要な事項は会長が別に定める。

附 則 (平成29年3月 日議決)

この規約は平成29年3月 日から施行する。

(別表) 事前資格審査及び資格審査項目

	項 目	事前 資格審査	資格審査
1	業務総括責任者	○	○
2	小型家電に含まれる個人情報の保護状況	○	○
3	市と協議した議事録	○	○
4	業務計画書	○	○
5	各拠点の回収方法及び業務の体制	○	○
6	小型家電の処理施設の名称及び住所 ※1	○	○
7	小型家電の処理の工程（選別、分解等）	○	○
8	処理施設における1日あたりの処理能力	○	○
9	処理後物の処理先（引き渡し先） ※2	○	○
10	直近過去1年間の財務諸表 （損益計算書・貸借対照表・登記簿の写し）	○	○
11	買受者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく一般廃棄物又は産業廃棄物の処理業の許可を持つ者にあつては、当該許可証の写し	○	○
12	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号イからへに係る欠格条項に該当していないことを確認する書面	○	○
13	個人情報漏えい防止のために講じる措置	○	○
14	買受者自らが作成した業務計画書に基づき業務を実施することを誓約する書面	○	○
15	障がい者支援施設における主たる監督者・職員、作業者の名簿	○	○
16	障がい者支援施設間の連携確認書	○	○
17	その他市が必要と認める事項	○	○
18	回収量報告書		○
19	仕切書		○
20	処理実績報告書		○
21	品目別回収物品報告書		○
22	処理後物の組成分析		○
23	実地検査	○	○

※1 処理施設が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく一般廃棄物又は産業廃棄物の施設許可を有する場合にあつては、当該許可番号も記載すること。

※2 引き渡し先が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく一般廃棄物又は産業廃棄物の処理業の許可を持つ者にあつては、当該許可番号も記載すること。

(別表) マニフェスト (廃棄物管理票)

交付年月日		交付番号		整理番号		交付担当者名		㊞			
排出事業者	名称				排出事業場	名称					
	所在地					所在地					
廃棄物種類	<input type="checkbox"/> 0100 燃えがら	<input type="checkbox"/> 1200 金属くず	<input type="checkbox"/> 7000 引火性廃油	<input type="checkbox"/> 7424 燃えがら(有害)	数量及び単位		荷姿				
	<input type="checkbox"/> 0200 汚泥	<input type="checkbox"/> 1300 ガラスコンクリート陶器くず	<input type="checkbox"/> 7010 引火性廃油(有害)	<input type="checkbox"/> 7425 廃油(有害)	廃棄物の名称						
	<input type="checkbox"/> 0300 廃油	<input type="checkbox"/> 1400 鋳さい	<input type="checkbox"/> 7100 強酸	<input type="checkbox"/> 7426 汚泥(有害)							
	<input type="checkbox"/> 0400 廃酸	<input type="checkbox"/> 1500 がれき類	<input type="checkbox"/> 7110 強酸(有害)	<input type="checkbox"/> 7427 廃酸(有害)	有害物質		処分方法				
	<input type="checkbox"/> 0500 廃アルカリ	<input type="checkbox"/> 1600 家畜ふん尿	<input type="checkbox"/> 7200 強アルカリ	<input type="checkbox"/> 7428 廃アルカリ(有害)	備考・通信欄						
	<input type="checkbox"/> 0600 廃プラスチック類	<input type="checkbox"/> 1700 家畜死体	<input type="checkbox"/> 7210 強アルカリ(有害)	<input type="checkbox"/> 7429 ばいじん(有害)							
	<input type="checkbox"/> 0700 紙くず	<input type="checkbox"/> 1800 ばいじん	<input type="checkbox"/> 7300 感染性廃棄物	<input type="checkbox"/> 7430 13号廃棄物(有害)	有害物質含有量等						
	<input type="checkbox"/> 0800 木くず	<input type="checkbox"/> 1900 13号廃棄物	<input type="checkbox"/> 7410 PCB等	<input type="checkbox"/>							
	<input type="checkbox"/> 0900 繊維くず	<input type="checkbox"/> 4000 動物系固形不要物	<input type="checkbox"/> 7421 廃石綿等	<input type="checkbox"/>							
	<input type="checkbox"/> 1000 動植物性残さ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 7422 指定下水汚泥	<input type="checkbox"/>							
<input type="checkbox"/> 1100 ゴムくず	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 7423 鋳さい(有害)	<input type="checkbox"/>								
中間処理 廃棄物	管理票交付者(処分委託者の名称・交付番号・登録番号) <input type="checkbox"/> 帳簿記載のとおり <input type="checkbox"/> 当欄記載のとおり										
最終処分の 場所	名称/所在地/電話番号 <input type="checkbox"/> 委託契約書記載のとおり <input type="checkbox"/> 当欄記載のとおり										
運搬 受託者	名称				運搬先事業 場(処分場)	名称					
	所在地					所在地					
処分受託者	名称				振替 または 保管	名称					
	所在地					所在地					
運搬の受託	受託者の名称				㊞	運搬終了 年月日	年	月	日	数量及び単位	
	処分担当者の氏名					有価物拾集量					
処分の受託	受託者の名称				㊞	処分終了 年月日	年	月	日	最終処分終了年月日	
	処分担当者の氏名					年	月	日	年	月	日
最終処分を 行った場所	名称/所在地/電話番号/委託契約書記載の番号						照 合 確 認	A票	年	月	日
								B票	年	月	日
								C票	年	月	日